

訪問看護 利用契約書・重要事項説明書の変更同意書

以上について、変更に同意します。

令和 年 月 日

事業者

所在地

埼玉県越谷市北越谷三丁目7番29号

名 称

株式会社 千幸

代表取締役

黒田幸雄

印

事業所

所在地

埼玉県越谷市北越谷三丁目7番31号

名 称

訪問看護リハビリステーション ドリーム

説明者 氏 名

印

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(続柄)

令和6年6月の介護報酬改定により、訪問看護利用契約書・重要事項説明書のうち、以下の部分の変更を行い、契約変更と致します。

(1) 重要事項説明書6の利用料金の変更

(介護保険対象分)

＊費用総額は加算単位数に地域区分ごとの加算(1単位＝10.42円)をかけて計算した金額です。

＊改定前は令和6年5月31日以前の単位数および料金です。

訪問看護費 ※介護保険の費用において、1 円以下は切り捨てとなります。

1 回につき	改定前	改定後	単位差
20 分未満	313 単位 (3261 円)	314 単位 (3271 円)	1 単位 (10 円)
30 分未満	470 単位 (4897 円)	471 単位 (4907 円)	1 単位 (10 円)
1 時間未満	821 単位 (8554 円)	823 単位 (8575 円)	2 単位 (21 円)
1 時間 30 分未満	1125 単位 (11722 円)	1128 単位 (11753 円)	3 単位 (31 円)
理学療法士等	293 単位 (3053 円)	294 単位 (3063 円)	1 単位 (10 円)

※訪問看護Ⅰ5(要介護者)は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合、1 回につき 8 単位減算。

介護予防訪問看護費 ※介護保険の費用において、1 円以下は切り捨てとなります。

1 回につき	改定前	改定後	単位差
20 分未満	302 単位 (3146 円)	303 単位 (3157 円)	1 単位 (11 円)
30 分未満	450 単位 (4689 円)	451 単位 (4699 円)	1 単位 (10 円)
1 時間未満	792 単位 (8252 円)	794 単位 (8273 円)	2 単位 (21 円)
1 時間 30 分未満	1087 単位 (11326 円)	1090 単位 (11357 円)	3 単位 (31 円)
理学療法士等	283 単位 (2948 円)	284 単位 (2959 円)	1 単位 (11 円)

※介護予防訪問看護について

利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合

「理学療法士等の訪問回数が超過している場合」の減算が適用される場合、1 回につき 15 単位減算。

上記の減算が適用となっていない場合、1 回につき 5 単位減算。

口腔連携強化加算(訪問看護費及び介護予防訪問看護費共通) ： 50 単位 (521 円)

※利用者様の口腔の状態の確認を行い、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、利用者様の同意を得た上で歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を実施した場合に算定いたします。

※令和6年7月1日以降算定させていただく予定となっております。

高齢者虐待防止措置未実施減算(訪問看護費及び介護予防訪問看護費共通) ： 所定単位数の-1/100

※令和6年6月ご利用分のみ適用となります。令和6年7月1日以降は適用外となります。

初回加算

	改定前	改定後	単位差
初回加算(Ⅰ)	300 単位 (3126 円)	350 単位 (3647 円)	50 単位 (521 円)
初回加算(Ⅱ)	300 単位 (3126 円)	300 単位 (3126 円)	0 単位 (円)

※新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等からの退院日に初回の訪問看護を実施した場合は初回加算(Ⅰ)を、退院翌日以降に初回の訪問看護を実施した場合訪問看護加算(Ⅱ)となります。

(医療保険対象分)

訪問看護管理療養費

1 日につき	改定前	改定後	金額差
月の初回	7,440(円)	7,670(円)	230(円)
2 回目以降	3,000(円)	訪問看護管理療養費(Ⅰ)3,000(円)	0(円)
		訪問看護管理療養費(Ⅱ)2,500(円)	500(円)

※2 回目以降の訪問看護管理療養費は下記の条件に従います。

訪問看護管理療養費(Ⅰ)

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が 7 割未満で、次のいずれかに該当する。

- ・別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある
- ・精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度:40 以下の利用者の数が月に 5 人以上である。

訪問看護管理療養費(Ⅱ)

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が 7 割以上である

同一建物居住者の占める割合が 7 割未満であり、以下条件に該当しない。

- ・別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある。
- ・精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度:40 以下の利用者の数が月に 5 人以上である。

訪問看護管理療養費に関する経過措置

2024 年(令和 6 年)3 月 31 日の時点で指定訪問看護事業を行う事業所については、同年 9 月 30 日までは訪問看護管理療養費 1 の基準に該当するものとみなされます。

訪問看護ベースアップ評価料(新設)

1 ヶ月につき	改定後	金額差
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780(円)	780(円)
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	10～500(円)	0～500(円)

※地方厚生局長等に届出後より算定いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算(新設)

1 ヶ月につき	改定後	金額差
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50(円)	50(円)

※オンライン請求開始後より算定いたします。

緊急時訪問看護加算

1 日につき	改定前	改定後	金額差
月 14 日目まで	2,650(円)	2,650(円)	0(円)
月 15 日目以降	2,650(円)	2,000(円)	650(円)

24 時間対応体制加算

1 ヶ月につき	改定前	改定後	金額差
24 時間対応体制加算	6,400(円)	6,520(円)	120(円)

※今後、24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みについて事業所として取り組みを実施した場合、6,800(円)に変更となります。

(2) 重要事項説明書への追加事項

17. 感染症対策に関する事項

事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

18. 業務継続に向けた取り組みに関する事項

事業所は、業務継続に向けた取り組みのため次の措置を講ずるものとする。

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。